

# 令和 8 年度奈良県職員採用に係る P R 活動支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 適用

本要領は、令和 8 年度奈良県職員採用に係る P R 活動支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和 8 年度奈良県職員採用に係る P R 活動支援業務

### (2) 目的

本業務においては、転職サイト等の採用支援サービスを活用し、転職希望者に対して県の業務内容や魅力を効果的に発信することで、応募者数の増加を図るとともに、職務内容や求める人物像への理解を促進し、ミスマッチのない人材の確保を目的とする。

これを踏まえ、年間を通じて県が実施する各職員採用試験の時期や内容に応じ、対象となる層に対して適切なタイミングで効果的なアプローチを実施する。

### (3) 業務内容

別紙「令和 8 年度奈良県職員採用に係る P R 活動支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

### (5) 契約金額の上限

9,476,500 円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当県は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

## 3. 参加資格

本業務の企画提案に単独で参加する者は、(1) から (7) の要件をすべて備えていること。

また、共同企業体で参加する者は、(8) から (11) の要件をすべて備えていること。

(1) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、Q 5「広告・イベント業務」で登録している者であること。（ただし、参加表明書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点（令和 8 年 3 月 19 日 12 時）までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）

(2) 同種又は類似業務を公告日から過去 5 年間に受託した実績を有する者であること。

※同種業務：民間事業者又は国、地方公共団体等の採用広報に係る求人掲載業務

類似業務：民間事業者又は国、地方公共団体等の広報支援業務

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (8) 共同企業体のうち、少なくとも代表企業は（1）の条件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のうち、いずれかの構成企業が（2）の条件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のすべての構成企業が（3）～（7）の条件を満たしていること。
- (11) 共同企業体の構成企業は、他の共同企業体の構成企業として、又は単独で重複参加していないこと。

#### 4. 手続き等

本業務の企画提案に参加する者は、以下のとおり書類等を提出しなければならない。  
なお、提出物について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

##### (1) 参加表明書等の提出

###### ① 提出書類

- (i) 参加表明書（様式 1）
- (ii) 同種・類似業務（前記 3（2）に記載の業務）の実施実績（様式 2）  
契約書の写し、仕様書等を添付し、契約内容及び実施実績が分かるように示すこと。
- (iii) 事業者概要書（様式 3）  
会社概要（リーフレット）等があれば添付すること。

※共同企業体（JV）による参加の場合は、以下の提出物も併せて提出すること。

- (iv) 共同企業体委任状（様式 4）
- (v) 共同企業体一覧（様式 5）
- (vi) 共同企業体協定書（様式 6）

- ・参加表明書（様式 1）は、共同企業体の代表企業が提出すること。
- ・同種・類似業務の実施実績（様式 2）は、該当するすべての構成企業について提出すること。
- ・事業者概要書（様式 3）は、すべての構成企業について提出すること。

###### ② 提出期限

令和 8 年 3 月 10 日（火）17 時（必着）

### ③ 提出方法

後記 12 あてメール、郵送、持参のいずれかの方法により提出すること。

なお、郵送による場合は、配達（到着）の事実が証明できるものに限る。

※期限までに書類を提出しない者は、これ以降の企画提案を行うことができない。

## (2) 企画提案書等の提出

### ① 提出物

(i) 企画提案書表紙（様式 7）

(ii) 業務実施体制（様式 8-1 及び 8-2）

(iii) 見積書（任意様式）

- ・一式計上ではなく、第三者により客観的判断が可能な積み上げ方式とし、算定根拠を明確に示すこと。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

なお、「値引き」等金額を差し引くものは記載しないこと。

- ・宛先は「奈良県知事」とすること。

(iv) 企画提案書

- ・A4 版片綴じを原則とする。資料の都合上、部分的に A3 版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

- ・企画提案書には必ずページ番号を付けること。また、項目ごとのインデックスを付すなど閲覧性に配慮すること。

- ・企画提案書の枚数は制限しない。

- ・企画提案書には、仕様書等を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。

(ア) 業務実施方針

前記「2（2）目的」を踏まえ、仕様書に記載の業務内容についてどのように実施するのか分かりやすく記載し、業務全体のコンセプトや狙い等を提案すること。

(イ) 転職希望者を対象とした周知・広報業務についての提案

#### ① 転職サイトへの掲載

- ・想定するターゲット層

- ・上記ターゲット層に適した媒体の選定理由

- ・掲載時期及び期間

#### ② 土木・建築分野の転職希望者への効果的なアプローチ

- ・土木・建築分野の転職希望者に適した媒体・サービスの選定理由

- ・実施時期及び期間

#### ③ 求人検索エンジンの活用

- ・想定するターゲット層

- ・上記ターゲット層に適した求人検索エンジンの種類及び選定理由

- ・実施時期及び期間

#### ④ 転職イベントへの出展

- ・想定するターゲット層

- ・出展を想定するイベントの形式、規模、開催時期及び選定理由

(ウ) コンサルティング業務についての提案

- ・本業務において発揮できるコンサルティング上の強みや実績

- ・効果検証方法及び効果検証結果を踏まえた改善提案の進め方

・より効果的な採用PRにつなげるための助言・支援の内容

(エ) 業務スケジュール

本県が実施する職員採用試験の実施時期等を踏まえ、上記（ア）～（ウ）を含む委託業務全体に係るスケジュール

② 提出期限

令和8年3月19日（木）12時（必着）

③ 提出方法及び提出部数

後記12あて郵送又は持参により提出すること。なお、郵送による場合は、配達（到着）の事実が証明できるものに限る。

①提出物（i）～（iv）について、紙媒体により9部提出すること。

- ・9部のうち、正本は1部、副本は8部とする。
- ・副本8部については、公平性を保つため、提案者を判読できるような内容（名称、ロゴマーク等）の記載を一切行わないこと。

5. 説明会

本業務の企画提案に関する説明会は開催しない。

6. 質問の受付

本業務の企画提案に関する質問については、質問票（様式9）により、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間 令和8年3月3日（火）17時まで（必着）

(2) 受付方法 後記12あてメールにて提出（送信）すること。

提出後は、電話により到達確認を行うこと。

（電話・来訪等、口頭による質問は受け付けない。）

(3) 回答方法 奈良県総務部行政・人材マネジメント課ホームページ上に公表する。

回答の公表は、令和8年3月5日（木）に行う予定。

7. 企画提案書等の審査及び結果の公表

(1) 選定審査会の設置

「奈良県職員採用に係るPR活動支援業務委託業者選定審査委員会」（以下「選定審査会」という。）を設置し、最優秀企画提案者を選定する。選定委員会は、次の事務を所掌する。

- ① 企画提案書等の審査に関する事項
- ② 最優秀企画提案者の選定に関する事項
- ③ その他必要と認める事項

(2) 審査基準

審査にあたっては、別記「審査基準」に基づき総合的に評価する。

(3) 受託者の選定

① 企画提案書等の審査

(i) 企画提案の審査は、選定審査会により、次の審査項目について採点を行うものとする。選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も合計得点の高い1事業者を最優秀企画提案者として選定する。なお、各委員の点数を合計した得点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。提案者が1者の場合、各委員の点

数を合計した得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託者として選定する。

- (ii) (i)の合計得点が同点の場合は、各委員の評価で1位が多い者を契約の相手方として特定する。
- (iii) (ii)の1位評価が同数の場合は、見積価格の低い者を契約の相手方として特定する。
- (iv) (iii)の見積価格が同額の場合は、委員長が高い評価をした者を契約の相手方として特定する。
- (v) (iv)が同評価の場合は、くじ引きにより契約の相手方を特定する。

## ② プレゼンテーション等

提出のあった企画提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。

### (i) 日程

令和8年3月30日(月)午前(予定)

※時間等の詳細は、後日提案者に対して通知する。

### (ii) 実施方法等

- ・1提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。
- ・プレゼンテーションに必要な機材(プロジェクター・スクリーン・パソコン等)は県が準備する。

### (iii) その他

- ・プレゼンテーション等は非公開とする。
- ・プレゼンテーション等で使用する資料は、事前に県に提出した企画提案書のみとし、新たな資料等の提案は認めない。

## ③ 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

## 8. 契約

- (1) 上記7により最優秀企画提案者として選定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。選定された者が正当な理由なく遅延した場合は、選定を取り消すことがある。
- (2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約金額は、企画提案時に提出した見積書に記載の金額とする。
- (4) 企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

## 9. 契約の不締結

契約予定者が契約締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約予定者と契約をしないものとする。

- ア) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、県が県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 10. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が前記9のいずれかの要件に該当すると認められた場合、企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

## 11. その他

- (1) 本企画提案に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、審査作業等の必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、速やかに後記12まで連絡するとともに、書面（任意様式）にて辞退の届出を行うこと。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した事業者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。

## 12. 問合せ及び提出先

奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

TEL：0742-27-2052（直通） FAX：0742-26-0457

E-mail：recruit@office.pref.nara.lg.jp

審査基準

<別記>

審査項目		点数
業務遂行能力 (15点)	① 同種又は類似業務を実施した実績があり、本業務の成果を期待できるか。	5点
	② 本業務を柔軟かつ円滑に遂行できる適切な業務実施体制となっているか。	5点
	③ 業務スケジュールは適切で、実現可能なものとなっているか。	5点
企画提案の内容 (80点)	④ 業務実施方針 本業務の目的及び趣旨を十分に理解した内容となっているか。	10点
	⑤ 転職希望者を対象とした周知・広報業務	45点
	(1) 転職サイトへの掲載 ターゲット層を明確に示し、その層に適した媒体の選定や実施時期が具体的に記載されているか。また、内容は効果的で、十分な訴求効果が期待できるか。	(20点)
	(2) 土木・建築分野の転職希望者への効果的なアプローチ 土木・建築分野における転職希望者を対象とした媒体の選定や実施時期が具体的に記載されているか。また、内容は効果的で、十分な訴求効果が期待できるか。	(10点)
	(3) 求人検索エンジンの活用 ターゲット層を明確に示し、その層に適した媒体の選定や実施時期が具体的に記載されているか。また、内容は効果的で、十分な訴求効果が期待できるか。	(5点)
	(4) 転職イベントへの出展 ターゲット層を明確に示し、その層に適したイベントの時期や形式等が具体的に記載されているか。また、内容は効果的で、十分な訴求効果が期待できるか。	(10点)
	⑥ コンサルティング業務 年間実施計画の策定から、効果検証及び改善提案に至るまでを一体的に支援できる体制及びコンサルティング能力を有しており、より効果的な採用PR活動の実施が期待できるか。	20点
⑦ その他独自の取組 本業務の効果をさらに高める工夫や独自の提案等がなされているか。	5点	
経費 (5点)	⑧ 提案内容に見合った妥当な価格であり、コスト削減が考慮されているか。	5点

計 100 点

令和8年度奈良県職員採用に係るPR活動支援業務委託  
公募型プロポーザル参加表明書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

次の件について、企画提案に参加したいので関係書類を添えて申し込みます。なお、提案者の資格について満たしていることを誓約します。

件名： 令和8年度奈良県職員採用に係るPR活動支援業務

## ＜参加表明者＞

称号又は名称	
代表者職氏名	
住所	〒

## ＜書類送付等連絡先＞

担当者所属	
担当者氏名	フリガナ
住所	〒
電話・FAX 番号	電話
	FAX
メールアドレス	

**※令和8年3月10日(火) 17時締切**

## 《送付先》

奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係

〒630-8501 奈良市登大路町30

メールアドレス：recruit@office.pref.nara.lg.jp

## 同種・類似業務の実施実績

受託業務名		委託者名	
受託期間		受託金額	
概 要			

受託業務名		委託者名	
受託期間		受託金額	
概 要			

受託業務名		委託者名	
受託期間		受託金額	
概 要			

※過去5年以内の実績について記入すること。

※契約書の写し、仕様書等を添付し、契約内容及び実施実績が分かるように示すこと。

## 事業者概要書

名称および商号		
所在地	本社等	
	本業務を受託する 支社等	
創設年・開設年		
資本金		
売上	事業全体：	百万円（ 年度）
常勤従業員数	事務系： 名 技術系： 名 その他： 名	合計： 名
本委託業務に従事 する労働者数		
事業内容		

※会社概要（リーフレット等）があれば添付すること。

共同企業体委任状

年 月 日

奈良県知事 殿

共同企業体の名称

代表企業 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

構成企業 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

私は下記の共同企業体の代表企業を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、次の権限を委任します。

記

○受任者

共同企業体の代表企業 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

○権限を委任する事項

- (1) 発注者である奈良県と協議する権限
- (2) 代表企業の名義をもっての見積、契約締結、契約金額の請求及び受領に関する権限
- (3) 共同企業体に属する財産を管理する権限
- (4) その他受託業務に関して必要となる事項を執行する権限

## 共同企業体一覧

代表企業等	商号又は名称： 所在地：
	担当者氏名： 所属： TEL： FAX： E-mail：
	業務における役割：
構成企業等	商号又は名称： 所在地：
	担当者氏名： 所属： TEL： FAX： E-mail：
	業務における役割：
構成企業等	商号又は名称： 所在地：
	担当者氏名： 所属： TEL： FAX： E-mail：
	業務における役割：

※適宜、様式を追加して使用すること。

記載例は下記のとおりです。

## 〇〇〇〇共同企業体協定書（例）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、奈良県が発注する令和 8 年度奈良県職員採用に係る P R 活動支援業務（以下「受託業務」という。）について、協力して実施していくことを目的とする。

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（構成企業の所在地及び名称）

第 3 条 企業体の構成企業は以下のとおりとする。

所在地：  
名 称：  
代表者：

所在地：  
名 称：  
代表者：

所在地：  
名 称：  
代表者：

（代表企業の名称）

第 4 条 企業体は、〇〇〇〇を代表企業とする。

（代表企業の権限）

第 5 条 代表企業は、受託業務に関し次の権限を有するものとする。

- （1）発注者である奈良県と協議する権限
- （2）代表企業の名義をもっての見積、契約締結、契約金額の請求及び受領に関する権限
- （3）企業体に属する財産を管理する権限
- （4）その他受託業務に関して必要となる事項を執行する権限

（運営委員会）

第 6 条 企業体は、構成企業の全員をもって運営委員会を設け、受託業務の遂行に関して必要な協議のうえ決定するものとする。

（代表企業及び構成企業の責任）

第 7 条 構成企業は、受託業務に関して連帯して責任を負うものとする。なお、この場合、構成企業の間で役割を定めた場合であっても、その役割以外の部分についても連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第 8 条 本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することができない。

（構成企業の脱退に関する措置）

第 9 条 構成企業は、受託業務の全部を完了し、かつ、奈良県と代表企業が令和 8 年〇月〇日に締結する「令和 8 年度奈良県職員採用に係る P R 活動支援業務委託契約書」（以下「契約書」

という。)に規定する内容を履行し、奈良県が当該履行の完了を認めたときまでは企業体から脱退することはできない。ただし、他の構成企業全員及び奈良県が妥当であると認め、承認した場合にはこの限りでない。

- 2 前項の規定により脱退した構成企業がある場合は、奈良県と協議のうえ、代表企業及び残存構成企業が責任をもってその義務等を完了するものとする。

(構成企業の除名)

第10条 企業体は、構成企業のうちいずれかにより、受託業務の途中において重要な義務の不履行等が生じた場合は、他の構成企業全員及び奈良県の承認により当該構成企業を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成企業に対しては、その旨通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成企業を除名された場合においては、前条第2項を準用する。

(構成企業の破産又は解散に関する措置)

第11条 構成企業のいずれかが受託業務の途中において破産又は解散した場合は、第9条第2項を準用する。

(代表企業の変更)

第12条 代表企業が脱退若しくは除名された場合、又はその責務を果たせなくなった場合は、従前の代表企業に代えて、他の構成企業全員及び奈良県の承認により残存構成企業のいずれかを代表企業としなければならない。

(解散時期)

第13条 企業体は、受託業務の全部を完了し、かつ契約書に規定する内容を履行し、奈良県が適当であると認める場合に解散するものとする。

- 2 前項の規定により、共同体が解散した場合であっても、契約が終了又は解除された後においても連合体が負う義務等がある場合は、構成企業は共同連帯してその義務等を負うものとする。

(協定書に定めのない事項等)

第14条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇ほか〇社は、上記のとおり〇〇〇〇共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に代表企業及び構成企業が記名押印し、各自所有するとともに、奈良県へ1通提出するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体名：

所在地：  
名称：  
代表者：

所在地：  
名称：  
代表者：

所在地：  
名称：  
代表者：

令和8年度奈良県職員採用に係るPR活動支援業務委託  
公募型プロポーザル 企画提案書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

令和8年度奈良県職員採用に係るPR活動支援業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、  
企画提案書等の書類を提出します。

(担当者連絡先)

所属 \_\_\_\_\_ :

役職名 \_\_\_\_\_ :

氏名 \_\_\_\_\_ :

電話番号 \_\_\_\_\_ :

FAX番号 \_\_\_\_\_ :

メールアドレス \_\_\_\_\_ :

**※令和8年3月19日(木) 12時締切**

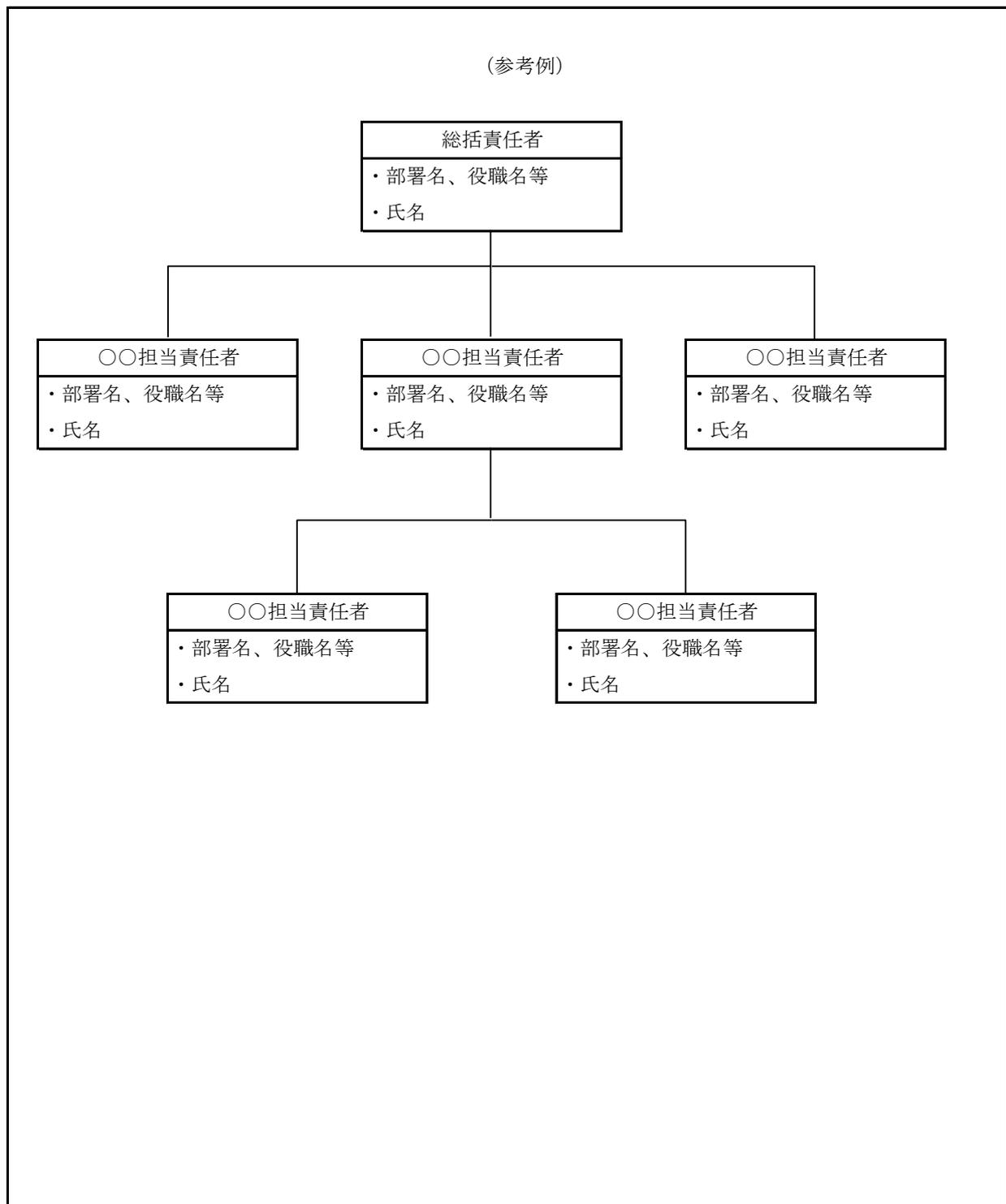
## 業務実施体制

令和 8 年度奈良県職員採用に係る P R 活動支援業務委託の実施体制については、次のとおりです。

総括責任者・担当責任者		
分担 氏名 同種又は類似業務の実務経験年数 年齢 保有資格	担当する業務	同種又は類似業務の 実務実績内容
<b>総括責任者</b> 氏名 実務経験年数            年 年            年齢            歳 保有資格（名称及び分野） ・ ・		
<b>〇〇担当責任者</b> 氏名 実務経験年数            年 年            年齢            歳 保有資格（名称及び分野） ・ ・		
<b>〇〇担当責任者</b> 氏名 実務経験年数            年 年            年齢            歳 保有資格（名称及び分野） ・ ・		
<b>〇〇担当責任者</b> 氏名 実務経験年数            年 年            年齢            歳 保有資格（名称及び分野） ・ ・		

※上記を参考に各部門の担当責任者を記載すること。

## 業務実施体制 (組織図)



※上記を参考に、実際の業務に係る責任者、担当者、外注先等を記入して作成すること。

※必要に応じて、枠を増やすなどの対応をして、もれなく記入すること。

※【様式8-1】に添えて提出すること。

令和8年度奈良県職員採用に係るPR活動支援業務委託  
公募型プロポーザル 質問票

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

令和8年度奈良県職員採用に係るPR活動支援業務委託公募型プロポーザル実施要領及び仕様書について、下記の事項を質問いたします。

記

質問日付	
会社名	
担当者名	
連絡先	
質問項目	
(※適宜見出し等を付けてください)	
質問内容	

**※令和8年3月3日(火)17時締切**

《送付先》

奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係

TEL：0742-27-2052

メールアドレス：recruit@office.pref.nara.lg.jp